

平成 30 年度

今治市公営企業資金不足比率審査意見書

今 治 市 水 道 事 業
今 治 市 工 業 用 水 道 事 業
今 治 市 公 共 下 水 道 事 業

今 治 市 監 査 委 員

監 第 138 号
令和元年 8 月 9 日

今治市長 菅 良 二 様

今治市監査委員 渡 辺 英 徳
同 重 松 眞 司

平成 30 年度今治市公営企業
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 30 年度資金不足比率並びにその算出の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見書を提出する。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	審査の概要	1
1	資金不足比率の定義について	2
2	今治市水道事業資金不足比率の算定について	2
3	今治市工業用水道事業資金不足比率の算定について	3
4	今治市公共下水道事業資金不足比率の算定について	3
5	むすび	4

凡 例

- 1 千円単位で表示する場合において、単位未満の端数の処理については、原則として審査に付された算定の基礎となる書類に基づき表示した。

平成 30 年度 今 治 市 公 営 企 業 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

第 1 審査の対象

平成 30 年度 今 治 市 水 道 事 業 資 金 不 足 比 率
今 治 市 工 業 用 水 道 事 業 資 金 不 足 比 率
今 治 市 公 共 下 水 道 事 業 資 金 不 足 比 率
その算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 5 日から 8 月 9 日まで

第 3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各事業の資金不足比率は経営健全化基準を超えていない。

(単位 %))

事業会計別資金不足比率	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
今 治 市 水 道 事 業	—	—	20.0
今 治 市 工 業 用 水 道 事 業	—	—	20.0
今 治 市 公 共 下 水 道 事 業	—	—	20.0

※ 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

第 5 審査の概要

別頁のとおりである。

1 資金不足比率の定義について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 (\%)$$

公営企業の資金不足額は、流動負債の額に建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高を加えた額から流動資産の額を控除して算定され、資金不足がある場合には、解消可能資金不足額を控除して算出される。

また、公営企業の事業規模は、営業収益の額から受託工事収益の額を控除して算出される。

2 今治市水道事業資金不足比率の算定について

(単位 千円)

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 = (① - ②) + ③ - ④	△ 3,189,514	△ 2,941,821
流 動 負 債 ①	2,573,730	1,759,747
控 除 企 業 債 等 ②	702,229	742,277
算 入 地 方 債 ③	—	—
流 動 資 産 ④	5,061,015	3,959,291
事業の規模 (⑤ - ⑥)	2,907,455	2,971,132
営 業 収 益 の 額 ⑤	2,950,314	3,067,263
受 託 工 事 収 益 の 額 ⑥	42,859	96,131

※ 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。以下の表同じ。

今治市水道事業の事業規模は、営業収益から受託工事収益を控除した 29 億 745 万 5 千円である。今治市水道事業の企業債には、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、会計処理年度によるものや現金会計である他会計との間で生じる重複額に伴う流動資産、流動負債の調整もないので、資金不足額は、流動負債から企業債及び流動資産を控除して算出することになるが、31 億 8,951 万 4 千円超過しているため、資金不足額は発生していない。

3 今治市工業用水道事業資金不足比率の算定について

(単位 千円)

項 目		平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 = (①-②) + ③-④		△ 135,020	△ 131,305
流 動 負 債	①	8,059	8,495
控 除 企 業 債 等	②	—	—
算 入 地 方 債	③	—	—
流 動 資 産	④	143,079	139,800
事業の規模 (⑤-⑥)		21,845	22,539
営 業 収 益 の 額	⑤	21,845	22,539
受 託 工 事 収 益 の 額	⑥	—	—

今治市工業用水道事業の事業規模は、営業収益 2,184 万 5 千円である。今治市工業用水道事業の起こした企業債はなく、会計処理年度によるものや現金会計である他会計との間で生じる重複額に伴う流動資産、流動負債の調整もないので、資金不足額は、流動負債から流動資産を控除して算出することになるが、1 億 3,502 万円超過しているため、資金不足額は発生していない。

4 今治市公共下水道事業資金不足比率の算定について

(単位 千円)

項 目		平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 = (①-②) + ③-④		△ 704,423	△ 639,910
流 動 負 債	①	2,570,692	2,808,151
控 除 企 業 債 等	②	2,007,538	2,185,902
算 入 地 方 債	③	—	—
流 動 資 産	④	1,267,577	1,262,159
事業の規模 (⑤-⑥)		2,329,622	2,399,332
営 業 収 益 の 額	⑤	2,343,900	2,411,883
受 託 工 事 収 益 の 額	⑥	14,278	12,551

今治市公共下水道事業の事業規模は、営業収益から受託工事収益を控除した 23 億 2,962 万 2 千円である。今治市公共下水道事業の企業債には、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、会計処理年度によるものや現金会計である他会計との間で生じる重複額に伴う流動資産、流動負債の調整もないので、資金不足額は、流動負債から企業債及び流動資産を控除して算出することになるが、7 億 442 万 3 千円超過しているため、資金不足額は発生していない。

5 むすび

今治市水道事業、今治市工業用水道事業及び今治市公共下水道事業はいずれも資金不足額はなく、経営の健全性を確保しているものと認められた。

今後も資金収支に留意し、健全な財政を堅持するとともに、いっそう効率的な経営に努められたい。